

福岡県公報

平成22年 6 月25日
第 3 1 2 7 号

目 次

告 示 (第1051号 - 第1062号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
都市計画の変更	(都市計画課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(子育て支援課)	5
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(子育て支援課)	5
選挙管理委員会			
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	(市町村支援課)	5
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万			

に 3 分の 1 を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	5
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	(市町村支援課)	6
公安委員会			
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	7
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	7
再 掲			
家畜伝染病予防法第 9 条に基づく消毒の実施	(畜産課)	8

告 示

福岡県告示第1051号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久 留 米	一 般 道	322 号	前	久留米市合川町1267番 4 先から 久留米市野中町890番 1 先まで	20.0 ~ 20.0	59.0
			後	同上	20.0 ~ 20.0	59.0

久留米	県道	吉井 久留米線 自転車道	前	久留米市山川神代2丁目 2497番1先から 久留米市山川神代2丁目 2497番3先まで	3.2 ~ 3.2	30.5
			前	同上	3.2 ~ 3.2	
			後	同上	3.2 ~ 3.2	

福岡県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	322号	久留米市合川町1267番4先から 久留米市野中町890番1先まで
久留米	田主丸 停車場線 石垣	久留米市田主丸町田主丸1168番6先から 久留米市田主丸町田主丸1180番19先まで

福岡県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	田島線	前	宗像市田熊5丁目1222番 1先から 宗像市田熊5丁目1221番 1先まで	12.4 ~ 17.4	35.0
			後	同上	12.4 ~ 13.0	

福岡県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	495号	宗像市江口1255番先から 宗像市牟田尻1896番1先まで

福岡県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県 道		長 尾 稗 田 平 島 線	前	行橋市泉中央 6 丁目665 番 1 先から 行橋市北泉 5 丁目626番 1 先まで	4.0 ~ 23.0	560.0
			後	同上	10.0 ~ 23.0	560.0

福岡県告示第1056号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

須恵都市計画道路を変更（須恵都市計画道路3・3・1号粕屋宇美線）

福岡県告示第1057号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久留米たすけあいの会

(2) 代表者の氏名

佐藤 須美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市宮ノ陣町大杜429番地の7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が、困った時にお互いに助け合う事によって、高齢社会を健康で生き甲斐をもち、安心して生涯を過ごし、明るい活力ある長寿福祉社会を目指し、自主、自立、自由の精神をもって、在宅福祉サービスに関する事業等を行い、福祉の増進を図ることを目的とする。

福岡県告示第1058号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 無形民俗文化財アーカイブズ

(2) 代表者の氏名

池松 卓成

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前) 神奈川県座間市立野台 1 丁目19番12号 第2パレスハマサンD号

(変更後) 福岡県久留米市梅満町881番地15

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数の者に対して、無形民俗文化財のアーカイブズに関

する事業を行い、無形民俗文化財の保存、伝承に寄与するとともに、無形民俗文化財の有効利用を図ることを目的とする。

福岡県告示第1059号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年5月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオンモール直方

(2) 所在地 福岡県直方市湯野原2丁目1番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前9時	午後11時	午前6時	午後10時

平成22年5月28日限定の変更

福岡県告示第1060号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字原上字楠ヶ元375番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区三苫2 - 3 - 25

喜納 政共

喜納 静代

福岡県告示第1061号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字原上字楠ヶ元375番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区三苫2 - 3 - 25

穂坂 貴博

穂坂 直美

福岡県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米 八女	県道	八香 女春 線	前	八女市星野村字廣内7921 番1先から 八女市星野村字古道7275 番3先まで	5.4 ～ 46.5	4,886.0
			後	同上	5.4 ～ 46.5	4,886.0
			後	八女市星野村字廣内7921 番1先から うきは市浮羽町妹川3703 番1先まで	7.0 ～ 51.0	3,480.0

公 告

公告

福岡県認定こども園の認定審査基準の一部を改正する審査基準案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年6月14日から平成22年7月13日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

公告

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年6月14日から平成22年7月13日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成22年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

82,128

福岡県選挙管理委員会告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成22年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

751,067

福岡県選挙管理委員会告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成22年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,115
北九州市小倉北区	49,704
北九州市小倉南区	57,791
北九州市若松区	23,714
北九州市八幡東区	20,513
北九州市八幡西区	69,872
北九州市戸畑区	17,213
福岡市東区	74,335
福岡市博多区	54,755
福岡市中央区	46,487
福岡市南区	66,167
福岡市城南区	32,855
福岡市早良区	55,668
福岡市西区	49,849
大牟田市・三池郡	39,245
久留米市	62,945
直方市	16,234
飯塚市	21,554
田川市	14,004
柳川市	10,691

甘木市	11,183
八女市	10,265
筑後市	12,927
大川市	10,586
行橋市	19,441
中間市	12,800
小郡市・三井郡	24,420
筑紫野市	26,689
春日市・筑紫郡	40,951
大野城市	24,870
宗像市	25,544
太宰府市	18,754
前原市・糸島郡	26,960
古賀市	15,462
糟屋郡	56,194
宗像郡	15,642
遠賀郡	26,740
鞍手郡	16,099
嘉穂郡・山田市	30,989
朝倉郡	13,463
浮羽郡	14,444
三潞郡	11,861
八女郡	14,474
山門郡	16,930
田川郡	24,432
京都郡	15,453
築上郡・豊前市	17,531

公安委員会

福岡県公安委員会告示第188号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年6月25日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成22年7月21日（水）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署道場

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第189号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年6月25日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年7月22日（木） 13：30～16：30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳 川 警 察 署
平成22年7月23日（金） 13：30～16：30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 武道場	小 倉 南 警 察 署
平成22年7月28日（水） 13：30～16：30	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中 央 警 察 署
平成22年7月30日（金） 13：30～16：30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑 紫 野 警 察 署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ

と。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第992号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のように消毒を実施させるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により公示する。

平成22年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施の目的

宮崎県で口蹄疫がまん延していることを踏まえ、今後の発生予防に万全を期すための緊急措置として、偶蹄類の家畜等の飼養施設での消毒薬の散布を徹底することが重要であるため。

2 実施する区域、実施期間、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施 期 日	実 施 の 対 象	実 施 方 法
知事が口蹄疫の発生予防上消毒が必要と認めた区域	平成22年6月19日から 平成22年7月16日まで	偶蹄類家畜の飼養農場及びその他家畜防疫員が必要と認める偶蹄類の家畜等飼養施設。ただし、塩素系消毒薬による消毒あるいはこれと同等と認められる方	実施期間中に週1回の塩素系消毒薬等の消毒薬の飼養施設内（畜舎等の周辺部及び施設の外縁部）散布

法による消毒を自ら行う農場及び施設を除く。